

八街市教育大綱

めざします！心の豊かさを感じる街

令和7年3月

YACHIMATA



八 街 市

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しながら、更に教育委員会との連携を強化し、市の教育課題や目指す姿などを共有し、教育行政を推進することとされました。

総合教育会議において、平成28年に策定し、平成31年に改定した「八街市教育大綱」は、社会情勢が、日々変化し、多角的な対応が求められているなかにおいても、変わることのない普遍的な理念です。

今後も、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向け、現在の「八街市教育大綱」を継承し、市民一人一人が教育に対する理解と関心を深め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境をつくるために、教育委員会と方向性を共有し、総合的に施策を推進してまいります。

令和7年3月

八街市長 北村新司

1 大綱の基本理念

次代を担う人々が、八街で生まれて育ったことを誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人一人が教育に対する理解と関心を深め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境をつくる。

2 施策の大綱

I こどもの教育・健全育成の充実

こどもたちが健全に成長し、人間性豊かな心を育むために、八街の特色を活かした教育活動や学習環境の充実を図ります。また、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの青少年健全育成に努めます。

II 生涯学習・スポーツの推進

生涯学習社会の形成を目指し、さまざまな学習活動の支援と学習成果を活かすことのできる機会づくりに努めます。また、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の拡充を図ります。

III 市民文化の創造と継承

市民の芸術文化活動を支援し、発表や交流の場を拡充するとともに、八街の歴史文化遺産の保護・継承と活用に努めます。

IV 豊かな心を育む交流の推進

国際交流、地域間交流、世代間交流を推進し、広い視野を持つ人材の育成や人々が交流する場の提供に努めます。



八 街 市 教 育 大 綱

発 行 八街市 令和7年3月

担 当 八街市総務部総務課

〒289-1192

八街市八街ほ35番地29

043-443-1113